

NEWS LETTER

2016年 12月 20日 No. 572

三重大学教職員組合発行

直通：059-231-4447（内線 2169）

Email: KYF03351@nifty.ne.jp

URL: <http://homepage2.nifty.com/mie-union/>

10.24. 臨時大会が開催されました

2016年度 臨時大会の報告

去る2016年10月24日(月)12:00~12:40、「2016年度臨時大会」が開催されました。

本大会は、黒田陽一郎 執行委員(工学部)の育児休暇取得に伴い、後任を選出するために開かれたものです。大会は、田中伸明 副委員長(教育学部)の開会宣言で幕が開き、議長団選出、資格審査の順に進められました。議長には田村雅史氏(工学部)、阪堅太氏(人文学部)、議事録署名人には佐藤邦夫氏(生物資源学部)、林朝子氏(教育学部)、が選出されました。

まず、資格審査が行われました。伊藤良栄 書記長(生物資源学部)から、「代議員総数19名のうち、委任状を含めて16名の出席」が認められた旨の報告がなされました。これにより、「代議員定数の2/3以上」の定足数が満たされ、大会成立が宣言されました。

次に、小田敦子 執行委員長(人文学部)が、委員長挨拶として「教職員組合の意義を再確認するとともに、学長交渉に向けての決意を新たにしたい。」とのメッセージが送られ、新執行委員選出に至った経緯の説明がなされました。

続いて、現執行委員の育児休業取得に伴う解任の提案が小田委員長によりなされ、田村議長のもと、これが満場一致で可決されました。

その後、前田選挙管理委員から、米倉雄治氏(工学部)の立候補の届出があったことが報告され、出席代議員の信任投票へと進みました。即時開票の結果、米倉氏が選出されました。規約第26条によれば、この後1か月以内に、全組合員による信任投票が行われます。

2016年度 中央執行委員の信任投票結果

規約に基づき、全組合員による信任投票が、2016年10月25日(火)~11月24日(金)の期間に行われました。11月25日の選挙管理委員会の開票結果によると、総投票数125のうち、信任投票数124となりました。総投票数の過半数を満たしたので、米倉雄治氏が執行委員として信任されました。

2016年度 今後の執行体制

2016年度の執行委員会メンバーを、あらためて紹介します。

中央執行委員長	副委員長	書記長	書記次長	執行委員	監事	選挙管理委員
小田敦子	田中伸明	伊藤良栄	森脇健夫	米倉雄治	中西正治 堀内義隆 梅田直明	前田定孝 秋元ひろと 山田二久次

☆新執行委員就任のあいさつ☆

11月より中央執行委員を務めさせていただくことになりました米倉と申します。

組合員となって日が浅いですが、即戦力となれるよう頑張りたいと思います。

昨今の国立大学における労働環境は悪化の一途をたどるばかりですので、

改善に貢献できるよう尽力致します。ご意見、ご要望など御座いましたら、

お気軽にご一報下さい。宜しく願い致します。

米倉雄治

本学教職員の「政治活動の自由」を再確認！

三重大学教職員組合は、教職員の自由と権利を擁護する立場から、大学の運営に対して疑問を感じたことに対して「問い合わせ」を行っています。本年度もすでに数点の問い合わせを行いました。そのうちの一つについて報告いたします。

6月10日、「参議院議員通常選挙における服務規律の確保について」という事務連絡がありました。文部科学省大臣官房人事課からのメールが転送され、お手元に届いた組合員の方もおられると思います。この事務連絡には、「政治的行為」に関して、

『買収、個別訪問等の一般的な公職選挙法違反のほか、別紙2のとおり、公職選挙法第137条及び教育基本法第14条第2項等で規定されている。』

とありました。我々は、8月22日、これに関して4つの問い合わせを行いました。以下はそのうちの2つです。

- ① 公職選挙法第137条は、学校の長及び教職員が「学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して」選挙運動を行うことを禁止するものです。我々教職員が、教育上の地位を利用することなく、公職選挙法の規定を遵守しつつ、一般市民として休日等に選挙運動および政治活動を行うことに対しては、自由が保障されているはずですが、三重大学当局は、我々が、このように一般市民として選挙運動や政治活動をする事すら「望ましくない」とお考えなのでしょうか。
- ② 教育基本法第14条第2項には、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、またこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」と記されています。これは、あくまでも「学校として」特定の政治教育等をしてはならないとするものであり、教職員個々の政治的発言や政治活動への参加に適用されるものではないと考えますが、この点に対し、大学当局のお考えは如何でしょうか。

これに対する10月6日の大学当局の回答の要点は以下の通りでした。

- ① 当該事務連絡については、本学教職員には適用されない。ただし、公職選挙法は、「教育上の地位を利用して教育上の地位を利用して選挙運動を行うこと」を禁じており、誤解を生じさせないように注意を促した。
- ② 教育基本法では、「学校が特定の政党を支持する等の政治的活動をしてはならない」としていることは、公の性質を持つ学校の教育の政治的中立性を確保するためであり、「団体の構成員についても、責任のある行動が求められる」とし、誤解を生じさせないように注意を促した。

我々は、この「問い合わせ」と回答をめぐり、教職員の市民としての当然の権利行使を不当に委嘱させてはならない観点から、以下のように総括をいたしました。皆様にお知らせいたします。

1. 公務員に対する「政治的行為の制限（国家公務員法、人事院規則）」「公務員等の位置利用による選挙活動の禁止」の規定は、我々国立大学法人の職員には適用されてはいません。
2. 我々が、教育上の地位を利用せず、一般市民と同様に公職選挙法の規定に基づいて、選挙運動及び政治活動を行う自由は当然保障されています。
3. 教育基本法は、学校として特定の政党を支持、あるいは反対することを禁じているものの、これは、教職員個々の政治的発言や政治活動の参加に対して、適用されるものではありません。

当たり前のことですが、これをニュースレターとして配信せねばならぬほど、今の日本の「言論の自由」は危ういのでしょうか。背筋が寒くなる思いがします。

・・・** 三重大学教職員組合はあなたの心強い味方になります。 **・・・

困ったことがあれば、ご相談ください。

連絡先 三重大学教職員組合書記局（教育学部附属教職支援センター内1階）

TEL 直通 059-231-4447・内線 2169 E-mail KYFO3351@nifty.ne.jp